

## オランダにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商  時計協	(1)	輸入許可	<p>・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。</p> <p>・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。</p>	<p>・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。</p> <p>・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。</p>	・ワシントン条約
	建機工	(2)	関税分類の恣意的な運用	<p>建機製造事業においては、建設機械の完成品と半製品、及び販売用部品に分類される。完成品については非課税、アフターサービス用部品は課税となっているが、特に完成品の中で製造用コンポーネント(半製品)の扱いについて、部品単位でのエビデンスが必要になっている。明確な区分けは困難である中、非課税にしてもらうため、月次報告書を作成することを条件に当局の理解を得ているが、報告書作成には多大な時間を要し、苦心している。</p>	・非関税措置への変更。	
14 税制	日機輸	(1)	個人消費の輸入荷物に対する重税	<p>個人消費の輸入荷物(日本食や日用品)につき、1 梱包あたり荷物申告価格が150 ユーロを超える場合は課税対象となる。</p> <p>課税内訳: 申告価格に対して VAT 21% &amp; 従価税 2.5%</p>	・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。	
16 雇用	日機輸	(1)	労働法改正	<p>2015 年 1 月に労働法が改正(7 月施行)され、有期雇用契約の 3(契約数)-3(契約年)-3(中断月数)が、3-2-6 へ変更。</p> <p>2015 年 7 月に企業経済上の理由に基づく解雇、長期就労不能者の解雇条件が厳格化。これまで事案の難易度により簡裁ルート、UMW ルートを選択可能であったが、7 月以降、先ずは UMW ルートで解雇予告許可手続きを行う必要性あり。</p>	<p>・無期雇用契約の従業員を事業再編で解雇する必要ある際に事業主に対する負担が増すばかり。</p> <p>・外資企業がオランダで現法設立、現地従業員の雇用を図る上で何らかの条件緩和が必要。</p>	・オランダ労働法 7:669 Lid.1(2015 年 1 月 /7 月施行)
	日機輸	(2)	有期雇用の可否	<p>有期雇用は可能だが、最長 2 年であり再契約までには 6 カ月の中断期間が必要であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。</p>	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	